

# 宮田村森林整備変更計画

(平成29年4月1日変更)

計画期間

自 平成25年 4月 1日  
至 平成35年 3月31日

長野県  
宮田村

# 変更内容

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 2 項の規定により、宮田村森林整備計画を変更する。

なお、宮田村森林整備計画の変更は、平成 29 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

## 変更の内容

- ① 森林の転用、編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ② 森林法の一部改正に伴う「鳥獣害防止森林区域」の基準、鳥獣害の防止の方法に関する方針の追加

森林の所在 別に示す区域

変更の理由 ① 森林の転用、編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更  
伊那谷地域森林計画の変更による。

- ② 森林法の一部改正に伴う「鳥獣害防止森林区域」の基準、鳥獣害の防止の方法に関する方針の追加

森林法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）の施行に伴い、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 2 項第 9 号の規定による。

# 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方向	4
II	森林整備の方法に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
2	樹種別の立木の標準伐期齢	6
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	9
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の作業種別の標準的な方法	11
3	その他間伐及び保育の基準	11
4	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	12
2	木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
第5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
1	作業路網の整備に関する事項	16
第6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	18
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する事項	18
2	森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	18
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	19
第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	19
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	19

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20
<b>第8</b>	<b>その他森林整備の方法に関し必要な事項</b>	<b>20</b>
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	20
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	21
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	21
<b>III</b>	<b>森林の保護</b>	<b>22</b>
<b>第1</b>	<b>鳥獣害の防止</b>	<b>22</b>
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
2	その他必要な事項	22
<b>第2</b>	<b>森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護</b>	<b>22</b>
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	22
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	22
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
5	その他必要な事項	23
<b>IV</b>	<b>森林の保健機能の増進に関する事項</b>	<b>23</b>
1	保健機能森林の区域	23
2	保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採その他の施業の方法	23
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	23
<b>V</b>	<b>その他森林の整備のために必要な事項</b>	<b>24</b>
1	森林経営計画の作成に関する事項	24
2	森林の総合利用の推進に関する事項	24
3	住民参加による森林の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	24

# I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本村は、長野県南部の伊那谷に位置し、中央アルプス駒ヶ岳を頂として、その山麓に拓けた人口約 9,200 人の村である。豊かな水系に恵まれ農業は古くより盛んで、昭和 56 年からは「宮田方式」と称する農地の流動化による全村的な施策で、農業の近代化を推進していくものとして全国から注目を集めている。

本村の総面積は 5,450ha で、うち森林面積は 4,217ha と、総面積の 77% を占めている。私有林面積は 1,607ha、造林面積は 1,183ha で人工林率は 74% である。また、森林資源の面からみれば、人工林のうち 9 齢級以上（41 年生～）が 90%（1,069ha）を占め、高齢級の森林の割合が大きくなっている。このことは、戦後の拡大造林によって急激に造成された人工林が、成木期に達していることを示している。しかし、長びく木材価格の低迷により、林業の不振に起因する間伐の遅れた林分が多く、所有者形態別では零細・小規模の山林所有者に多く見られる。造林作業にかかる費用というの大きな要因の一つでもあるが、森林所有者としての保育意欲、意識の低下がうかがえる。

本村の林業は、気象・土壌等からヒノキ、カラマツの適地として自然条件に恵まれている。現在の樹種別木材価格と将来の需要を予測することにより、市場性の高い特色ある木材の生産地形成を目指し、ヒノキ、カラマツの構造材及び長伐期による大径材の生産地化を指向する。そのためには、森林所有者の森林施業に対する意欲をいかに高めるかが大きな課題である。地方交付税制度を使った「私有林の間伐等」の助成経費措置を取るなどして、個人負担の軽減に努め、森林整備の推進を図る。

近年の住民ニーズは、産業廃棄物等の環境問題からはじまり、自然とのふれあい、野性動物との共生等、森林に対し、多様な役割が求められていることから、林業生産のみならず、環境保全を考慮した積極的な森林の整備を進めていく。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域を目指すべき森林資源の姿

<p>[水源涵養機能] 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</p>
<p>[山地災害防止機能／土壌保全機能] 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>
<p>[快適環境形成機能] 大気の浄化、騒音や風を防ぐなど快適な生活環境を形成するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林</p>

<p>[保健・レクリエーション機能]</p> <p>原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林</p>
<p>[文化機能]</p> <p>街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林</p>
<p>[木材生産機能]</p> <p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、路網等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>
<p>[生物多様性保全機能]</p> <p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的な機能の発揮により、その土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す森林</p>

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### ア 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

### イ 森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本とし、望ましい森林資源の姿に誘導するため、以下のとおり森林施業を推進する。

#### ①水源涵養機能森林

森林施業に当たっては、適切な保育・間伐を促進しつつ、伐採に当たっては伐期の延長を推進し、裸地面積を縮小及び分散化する。また、立地条件等に応じ天然力も活用した施業も推進する。利水施設上部等においては保安林の指定やその適切な管理を推進する。

#### ②山地災害防止機能／土壌保全機能森林

森林施業に当たっては、長伐期施業（高齢林の森林）や複層林施業への誘導により、林床の裸地化の縮小、回避を図る施業を推進する。また、山地災害の発生の危険性が高い地域等において、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により「災害に強い森林づくり指針」に基づき適正な森林整備を進める。

### ③快適環境形成機能森林

森林施業に当たっては、地域の快適な生活環境を保全する観点から、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。

### ④保健・レクリエーション機能森林

森林施業に当たっては、立地条件や地域のニーズ等に応じて、広葉樹や針広混交林の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

### ⑤文化機能森林

森林施業に当たっては、史跡、名勝地と一帯となり優れた景観等を形成する森林では、美的景観の維持形成に配慮した森林整備を推進する。

### ⑥木材等生産機能森林

森林施業に当たっては、木材等の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全化を確保し、木材需要に応えた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を推進する。

また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

ウ 以上の森林整備の推進方向を踏まえ、以下の地区を重点として適切な森林整備を推進する。

- ① 桐ノ木沢、水無、大平、帰命山については、林道等が整備されており、優良材生産に向けて比較的整備しやすい林分である。私有林では間伐の遅れた林分が多いことから、間伐対象林分マップ等の活用とともに、集落リーダーによる森林施業の共同化、団地化の促進を図る。

林業経営の合理化、近代化の面からみれば、労働生産性の向上及び労働者の作業負担の軽減等を通じ、林業の機械化は不可欠である。よって、広域的な事業量を確保し、地形、地利級及び樹種等に適した高性能機械を活用する。

また、材を出す上では森林組合との連携は欠かせない。このことも含めて、これらに適した高性能林業機械作業システムの効率化を推進し、林業生産性の向上と生産コストの低減、林業経営の改善を図る。

村有林については、本村独自の造林班（村直営の造林班）による作業システムを継続し、市場性の高い特色ある木材の生産地形成を目指す。

- ② 本村の民有林の真ん中を流れる寺沢は、治山事業の集中する上伊那郡下でも有数の急傾斜地である。このような現状から当該林分には、山地災害防止機能又は水源涵養機能が強く求められる。
- ③ 生活環境保全林整備事業により整備された宮田高原は、本村を代表する観光地の一つである。雄大な大自然を満喫するために、シーズン中は数多くの観光客が訪れる。森林浴やハイキング、キャンプ等の森林レクリエーション、樹木観察や林業体験等「緑の学習」ゾーンとして位置づけ整備していくものとする。

桐ノ木沢に広がる「こもれ陽の森林」は、本村における貴重な平地林であることから、既に整備したマレットゴルフ場や、黒川溪谷沿いの遊歩道の活用とともに森林公園として位置づけ、散策、植物観察等一連の保健休養ゾーンづくりを目指していく。そのため、一帯の私有林の公有林化を図り、森林の保全と整備を行い、住民等による

森林の積極的な活用を推進する。

- ④ 近年里山の荒廃により、里山付近の農作物への有害鳥獣被害が増加している。野生動植物の生態系、環境等に配慮しながら間伐を中心とした整備を実施し、野生鳥獣との住み分けが出来るような森林整備を推進する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方向

これらの事項は、周辺地域との連携を密にするとともに、上伊那林業振興協議会及び宮田村森林整備推進協議会において調整を図りながら取り組みを進める。



「こもれ陽の森林」(黒川溪谷)



宮田高原

## II 森林整備の方法に関する事項

### 第1 立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

立木の伐採(主伐)については、次の事項に従って適切に行うこととする。

#### 1 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

##### (1) 共通事項

立木の伐採(主伐)にあつては、森林の生物多様性の保全に努め、伐採跡地の連続性の回避、適確な更新(植栽又は天然更新)確保及び伐採を行わない箇所(保護樹帯の設置)等に配慮する。

なお、立木の伐採(主伐)計画地は、森林経営計画の策定を推進する。

立地条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、更新が完了するまで大面積の伐採は行わない。

立木の伐採(主伐)の種類・方法は、次のア～イとする。

ア 皆伐(主伐のうち択伐以外のもの)

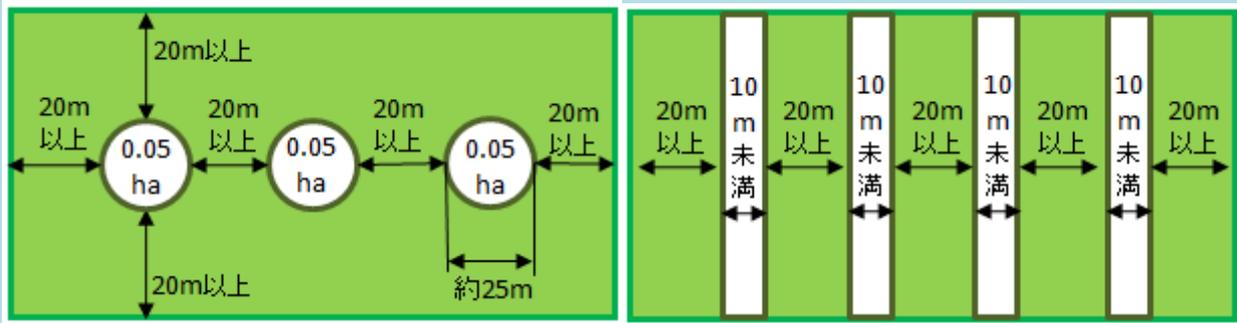
イ 択伐(主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が人工植栽による場合にあつては40%以下)の伐採)

皆伐は、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20haごとに保残帯を設ける。なお、地域の実情や地形・地質に配慮し、森林所有者が同意した森林に限り、1箇所あたりの伐採面積の上限を20ha以内の範囲で定めることができる。

【択伐施業の具体的な例(森林経営計画の基準の例)】

○択伐(群状伐採)の例

○択伐(帯状伐採)の例



※ 保存帯は 20m 以上とする。

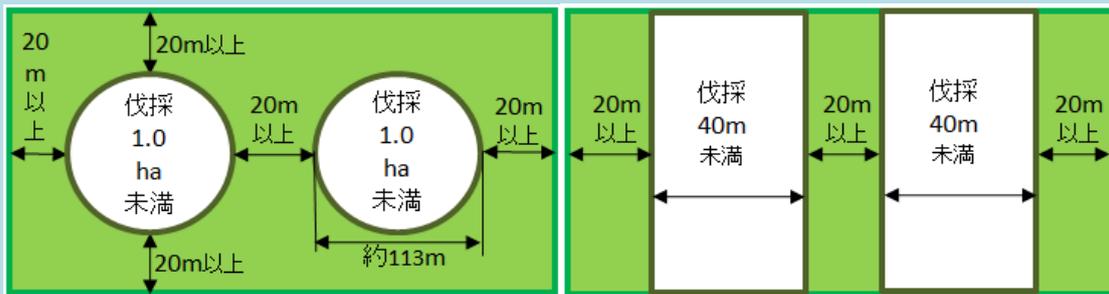
群状伐採の 1 か所あたりの伐採面積は 0.05ha 以下とする。

帯状伐採の 1 か所あたりの伐採幅は 10m 未満とする。

【択伐以外の方法による複層林施業の具体的な例(森林経営計画の基準の例)】

○群状伐採の例

○帯状伐採の例



※ 保存帯は 20m 以上とする。

群状伐採の 1 か所あたりの伐採面積は 1.0ha 未満とする。

帯状伐採の 1 か所あたりの伐採幅は 40m 未満とする。

(2) 施業区分ごとの施業方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	① 皆伐施業を原則とし、伐採区域は 20ha 以内とする。 ② 主伐後は適確な更新を図る。 ③ 尾根筋、川沿いでは片側 20m 程度を保存するよう努めることとし、公道及び林道周辺はできるだけ保存する。
育成複層林	① 択伐施業を原則とし、択伐率は概ね 30% 以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては 40% 以下）とする。 ② 主伐後は適確な更新を図る。 なお、天然更新を前提とする場合は、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮し、適確な更新を図る。

天然生林	① 地形地質等に配慮し、施業を行う。 ② 適正な更新が図れる主伐面積とする。 ③ 病虫害等の被害森林は、周辺森林も含めた樹種転換施業を推進する。
------	--

## 2 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹					種			
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	クヌギ	ナラ	その他 広葉樹
全域	40年	45年	40年	40年	60年	70年	15年	20年	20年

(注) 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備 考
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、 アカマツ、カラマツ	クヌギ、ケヤキ、ナラ類、 キハダ、ブナ等	

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	植栽本数（本/ha）	備 考
スギ	中庸仕立て	3,000	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000	
アカマツ	中庸仕立て	3,000	
カラマツ	中庸仕立て	2,300	
ナラ類・クヌギ	中庸仕立て	3,500	
ケヤキ	中庸仕立て	3,500	
キハダ	中庸仕立て	3,000	
ブナ	中庸仕立て	3,000	

(注) 複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。

## イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵を行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採後、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

ただし、択伐後の更新をすべき期間は、森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採後おおむね5年以内とする。

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹種名 (針葉樹)	樹種名 (広葉樹)	期待成立 本数	天然更新す べき立木の 本数
天然更新の対象樹種	アカマツ	クヌギ、コナラ、ケヤキ、ミズナラ、クリ等	10,000本	3,000本
萌芽による更新が可能な樹種		クヌギ、ナラ類、ブナ、クリ	10,500本	3,500本

#### 【期待成立本数】

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、天然更新の対象樹種の5年生時点の期待される成立本数

#### 【天然更新すべき立木の本数】

天然更新をすべき期間内（5年後）に天然更新の対象樹種が立木度3以上となる本数

## (2) 天然更新の標準的な方法

区 分	標準的な方法
萌芽更新の補助作業	目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、補植を行いha当たりの生立本数を概ね2,000～3,000本とする。 なお、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。
地表処理	ササや粗腐植の堆積により天然下種更新が阻害されている箇所について行うこととする。
刈出し	ササなどの下种植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹等の下層植生等の生育状況を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

## (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新による場合は、伐採後5年以内に天然更新の完了判断基準により更新状況を確認し、天然更新補助作業等の実施を検討し確実な更新を図るものとする。

## (4) 天然更新の完了判断基準

天然更新を行う際には、5年後に(1)に記載した「天然更新すべき立木の本数」以上の更新を図るものとする。

なお、5年後の天然更新した立木の高さは、草丈以上とするが、天然更新の完了を客観的かつ適確に判断するため以下のとおり基準を定める。

### ア 更新完了の基準

#### ①小雪地帯：最深積雪1.5m未満

樹高1.0m以上の有用樹種稚幼樹(注1)が、概ね3,000本/ha以上成立した状態をもって更新完了とする。

#### ②多雪地帯：最深積雪1.5m以上

樹高0.3m以上の有用樹種稚幼樹(注1)が、概ね10,000本/ha以上成立した状態をもって更新完了とする。

### イ 更新完了の判断

#### ①小雪地帯：最深積雪1.5m未満

樹高1.0m以上の有用樹種稚幼樹(注1)が、概ね3,000本/haになった調査プロットの出現率が全プロット数の70%を超えたときをいう。

#### ②多雪地帯：最深積雪1.5m以上

樹高0.3m以上の有用樹種稚幼樹(注1)が、概ね10,000本/haになった調査プロットの出現率が全プロット数の70%を超えたときをいう。

(注1)

有用樹種とは、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツなどの針葉樹類、並びにナラ類、ブナ、カシ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、シナノキなどの広葉樹類であって、将来その林分において高木となりうる樹種とする。

(注2)

出現率とは、更新確認調査において積雪深別の稚幼樹が、所定本数以上発生したプロット数が全プロット数に占める割合をいう。

#### ウ 更新確認調査の方法

##### ①調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1箇所以上の標準的箇所を選んで設定するものとし、1調査区の大きさは2(幅)m×10(長さ)mの帯状とする。また、調査区の長さ方向が斜面傾斜方向に配置することとする。なお、調査区内は、長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)する。

##### ②調査方法

調査は、1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとする。なお、ナラ類など萌芽更新の場合は株数をもって本数とする。

#### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
全ての人工林にかかる森林を対象とする。ただし、アカマツ、ナラ類、クヌギ等の天然更新可能地及び優良下層木の繁茂地を除く。	

#### 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

##### (1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合・・・1の(1)による。

イ 天然更新の場合・・・2の(1)による。

##### (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(4)による。

#### 5 その他必要な事項

##### (1) 松くい虫の被害地域における伐採跡地の更新の方法

スギ、ヒノキ、カラマツ等の造林適地はそれらを植栽する。

また、高木性の有用広葉樹、有用針葉樹が混在している林分は、それらの育成を図る。

##### (2) 伐採及び伐採後の届出制度の周知及び届出書の計画に基づく伐採等の指導の徹底

伐採跡地の適切な更新を図るため、森林所有者のみならず、伐採事業者や開発業者等にも周知徹底を図る。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

森林資源の有効な利活用を図るため、間伐手遅れ林分の間伐及び保育を進めるとともに、特に集約化による搬出間伐を積極的に推進する。

間伐の実施については、森林経営計画の策定と国庫補助事業等の活用により、

- ① 施業集約化による集中的整備
- ② 森林組合等林業事業体への施業委託
- ③ 森林組合等林業事業体の高性能林業機械の導入による作業の効率化
- ④ 森林作業道等路網整備による搬出間伐の推進
- ⑤ 間伐材の商品化及び需要開発

を積極的に推進する。

間伐及び保育については、次の事項に従って適切な時期及び方法により実施することとする。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	(4回目)		
スギ	中庸仕立て	3,000	18	23	32	(46)	間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度から起算して概ね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	左表は地位Ⅲで算出
ヒノキ	中庸仕立て	3,000	19	25	35	(49)		
アカマツ	中庸仕立て	3,000	15	24	33	(47)		
カラマツ	中庸仕立て	2,300	13	19	29	(50)		

標準伐期以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔	備考
標準伐期齢未満	10年	
標準伐期齢以上	20年	

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算定の基礎となる。

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

樹種	保育の種類	実施時期	実施林齢・回数等	備考
スギ ヒノキ アカマツ カラマツ クヌギ コナラ ミズナラ ケヤキ	下刈り	6月上旬 ～ 7月下旬	3～7年生まで 年1回実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的樹種の樹高が、雑草木高の約1.5倍になる時期を目安に実施する。</li> <li>特に雑草木の繁茂の激しい箇所では、年2回実施し、このときには、第1回目を5月下旬～6月上旬、第2回目を8月上旬～8月中旬とする。</li> <li>クヌギ、コナラにあっては、生育の極めて悪いものについては、植栽後2年目に1回台切りを行う。</li> </ul>
	つる切り	〃	下刈り終了後必要に応じて2～3回実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>除伐、枝打ち作業と平行して実施する。</li> <li>下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。</li> </ul>
	除伐	8月～ 10月頃	下刈り終了後3～6年の間に1回実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。</li> </ul>
スギ ヒノキ	枝打ち	12月下旬 ～3月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材をえるために行う。</li> </ul>	

## 3 その他間伐及び保育の基準

該当なし

## 4 その他必要な事項

### (1) 間伐目標面積

健全な森林を育成するために森林資源の齢級配置からみて、今計画期間中に間伐を実施することが望ましい森林面積は、労働力、資金力等を勘案し次のとおり計画する。

目 標 面 積		備 考
前 期 (平成 25 年度～平成 29 年度)	後 期 (平成 30 年度～平成 34 年度)	
3 0 0 ha	3 0 0 ha	

(2) 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、早急に実施する必要のあるもの(以下、「要間伐森林」という。)について、要間伐森林であること並びに当該森林において実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について、森林所有者等に対して通知を行うこととする。

○要間伐森林の所在及び実施すべき間伐又は保育の方法並びに時期

要間伐 森 林 番 号	森林の所在		面積 (ha)	間伐又は保育の方法		時期	備考
	位 置	林班、 小班		種 類	方 法		
該当なし							

#### 第 4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域、水源地周辺の森林、水源涵養機能<sup>かん</sup>の評価区分が高い森林など水源涵養機能<sup>かん</sup>の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定める。

本村では、宮田村水道水源保護条例に基づく水道水源保護区域を中心に区域設定を行った。

###### イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。森林の区域については、別表 2 により定める。

(2) 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定める。

- ①森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図る森林  
土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林などの保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人名・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

本村では、近年の災害履歴や法令指定区域等を踏まえ、災害が起こると人家等に被害の恐れがある森林区域を設定した。

- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害保安林や住民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

- ③保健機能の維持増進を図る森林

保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一帯となり優れた自然景観を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

本村では、宮田高原等の保健保安林を中心に区域設定を行った。

## イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力の活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な区域の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については別表2により定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変化点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、土壌内に異常な帯水層がある箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ

場の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められている森林等

## 2 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材生産機能の維持増進を図る森林を別表1により定める。

本村においては、特に森林経営計画を策定すべき森林や、人天種に係らず木材生産が可能な森林地域を広域的に設定している。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

### (2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 <sup>かん</sup> の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	0004 い,ろ,は 0005 い,ろ,は,に,ほ,へ,と 0006 い,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち 0007 い,ろ,は,に,ほ,へ, 0008 い,ろ,は,に,ほ,へ,と 0017 ほ,ろ	340.04
土地に関する災害の防止機能, 土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	0001 ろ 0004 い,ろ,は 0005 ほ 0006 い,ろ,は,に,ほ,へ,と 0007 は,ほ,へ 0008 い,は,に,ほ,へ,と 0009 い,ろ,は 0010 い,ろ,は,に 0011 い,ろ,は 0012 い,ろ 0013 い 0014 い,ろ,は,に 0015 い,ろ,は,に,ほ 0016 ろ,は 0017 い 0018 い,ろ,は 0019 い,ろ,へ,と 0022 は,に 0023 い,ろ 0024 い,ろ,は,に 0025 い,ろ,は,に	775.15
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	0018 に 0020 い,ろ,は 0021 い,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち 0022 い,ろ,は,に,ほ,へ,と 0023 い	270.64
木材等生産機能の維持増進を図る森林	0001 い,は,に 0002 い 0003 い,ろ,は 0004 い 0005 い,ろ,は,に,ほ,へ,と 0006 い,ろ,は,へ,と,ち 0007 い,ろ,に 0008 ろ,は,に,ほ,ち 0009 ろ,は 0010 い,ろ,に,ほ 0011 い,ろ,は,に 0012 い,ろ 0013 い,ろ 0014 い,ろ,は,に 0015 い,ろ,は,に,ほ,へ 0016 い,ろ,は,に 0017 い,ろ,は,ほ 0018 い,ろ,は,に,ほ 0019 い,ろ,は,に,ほ,へ,と 0020 い,ろ,は 0021 い,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち 0022 い,ろ,は,に,ほ,へ,と 0023 い,ろ,は, 0024 い,ろ,は,に 0025 い,ろ,は,に	1404.73

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林 ※標準伐期齢+10(年)	0005 い,ろ,は,に,ほ,へ,と 0006 ろ,は,と,ち 0007 い,ろ,に 0008 ろ,ほ 0017 ろ,ほ	153.50
長伐期施業を推進すべき森林 ※標準伐期齢×2(年)	0012 い,ろ	63.24
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	0001 ろ 0004 い,ろ,は 0005 ほ 0006 い,ろ,は,に,ほ,へ,と 0007 は,ほ,へ 0008 い,は,に,ほ,へ,と 0009 い,ろ,は 0010 い,ろ,は,に 0011 ろ,は 0013 い 0014 い,ろ,は,に 0015 い,ろ,は,に,ほ 0016 ろ,は 0017 い 0018 い,ろ,は,に 0019 い,ろ,に,へ,と 0020 い,ろ,は 0021 い,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち 0022 い,ろ,は,に,ほ,へ,と 0023 い,ろ 0024 い,ろ,は,に 0025 い,ろ,は,に	972.11
択伐による複層林施業を推進 すべき森林		

## 第5 作業路その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 作業路網の整備に関する事項

作業路網の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、作業路の整備は、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

さらに、森林所有形態が小規模の場所では、きめ細やかな森林施業を実施するためにも作業路の整備は重要であり、既設の林道、作業路との調整を図りながら、その効果が十分達せられるようその整備を図ることとする。

なお、森林作業道の作設においては、平成24年2月の「長野県林内路網整備指針」を活用し、路網配置計画を策定し、路網作設を行う事を基本とする。

#### (1) 効率的な森林施業を推進するため路網密度の水準及び作業システム等

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量等のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、搬出間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとす。

その際の目安として、表1-1に路網密度の水準、表1-2に路網整備等推進区域を定める。

(用語の解説)

「林道」・・・一般車両の走行を想定する道

「林業専用道」・・・主として森林施業用の車両の走行を想定する道

「森林作業道」・・・集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する道

【表 1 - 1】路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度			合計
		基幹路網 (林道)	細部路網		
			うち林業専用道	森林作業道	
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系作業システム	15~20	20~30	65~200	100~250
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系作業システム	15~20	10~20	50~160	75~200
	架線系作業システム			0~35	25~75
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系作業システム	15~20	0~5	45~125	60~150
	架線系作業システム			0~25	15~50
急傾斜地 (35° ~ )	架線系作業システム	5~15	—	—	5~15

(注) 当該水準は、木材搬出予定箇所に応用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

【表 1 - 2】路網整備等推進区域

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図面番号	備考
未 定					

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網（林道・林業専用道）に関する事項

①基幹路網の作設にかかる留意点

林道規程及び長野県林業専用道作設指針に則り開設すること

②基幹路網の整備計画

林道、林業専用道の開設・拡張に関する計画については、「表 2 - 1」のとおりとする。

【表 2 - 1】 林道、林業専用道の開設・拡張計画

開設/ 拡張	種類	区分	路線名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計画 箇所及び 延長	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	日影沢	2,000m	40ha	0m	
			長坂沢	2,000m	55ha	0m	
			オッ越	200m	62ha	200m	
拡張 (改良)	自動車道	林道	寺沢	[7] 420m	((62)) 368ha	[0] 0m	
			小三沢	[10] 400m	144ha	[10] 400m	

イ 細部路網（森林作業道・作業路）の整備に関する事項

①細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、長野県森林作業道作設指針に則り開設すること

②その他必要な事項

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道、森林作業道の開設、拡張にあたっては管理者を定め、台帳を作成して適切に管理すること。

2 その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等は「表 3 - 1」のとおりとする。

【表 3 - 1】 必要とされている施設の整備等

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
未定				

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本村における森林の所有規模は、1ha 未満の零細規模が多く、また、森林所有者は高齢化が進んでいることから、自ら森林を効率的かつ適正に管理することが困難になっている。

このため、森林施業を計画的、効率的に行うために、不在村又は高齢等のため森林の管理を行うことができない森林所有者と意欲ある森林組合等林業事業体との森林経営計画による長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

地域単位に組織された協議会等を活用し、森林組合等林業事業体、NPO法人、林業普及

指導員、地域指導者等と連携を図りながら、森林経営計画による森林の施業又は管理の実施等について森林所有者の理解を深めるため、地区単位の懇談会の開催など普及啓発活動を展開する。

また、森林組合等林業事業体へは森林経営計画の受委託に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、経営規模拡大を促進し、林業事業体の基盤の強化を図っていく。

### 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

#### (1) 経営の受託の方法

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法は、森林所有者及び森林組合等林業事業体等で前者の所有する森林の経営を目的とした森林経営委託契約を締結するよう指導を図る。

森林経営計画は、林班もしくは複数林班単位の計画であり、該当林班面積の1/2以上の計画面積がなければ、計画の認定ができないが、他の林業事業体等（県・市町村も含む）と共同で森林経営計画を作成することで、面積要件を満たす事ができる場合は、必ず共同の森林経営計画を作成し、小規模な林業事業体でも、森林経営計画に基づく計画的な森林施業が行えるように、地域合意に基づく森林管理の主体となる者、地域指導者、市町村、林業普及指導員等が連携する体制の強化を図る。

#### (2) 育成権の委任等

上記の受委託契約の内容には、森林所有者から当該森林に係る立木の育成権、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねられている事が必要になることを所有者に周知すること。

## 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村における個人森林所有者は1ha未満の小規模所有者が多く、森林施業を計画的、効率的に行うためには、施業の共同化を図る必要がある。

そのために、森林組合、林業普及指導員、地域指導者等と連携して、地区単位の懇談会等の開催を通じて森林所有者の意向を把握し、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本村では、施業の共同化を助長し合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、森林施業地区を定め、施業実施協定の締結等の集約化を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、啓発、普及活動を通じ森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、不在森林所有者については、森林組合がダイレクトメール等を利用して、林業経営へ参画意欲の拡大を図り施業実施協定等の集約化への参画を促すこととする。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林施業の共同化を実施する者（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として、施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業者等への共同委託により実施するよう指導を図る。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者が行うよう指導を図る。
- (3) 共同施業実施者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図る。
- (4) 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めるよう指導を図る。

## 第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した共同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

#### (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

##### ア 林業労働者の育成

林業に従事する者の養成及び確保については、これまで地域の森林整備を担ってきた農家林家の減少により林業従事者の確保が困難となっているため、森林組合等林業事業者を中心に進めることとする。

このため、森林組合等林業事業者における雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保及び事業量の安定的確保、生産性の向上、従事者の養成等を総合的に促進するとともにその支援体制の整備に努める。

##### イ 林業後継者等の育成

- ① 農業を含む農林業後継者は労働強度等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では増加は期待できない。このため森林組合への期待が大きくなっており、森林組合の体質を改善し協同組合としての機能を十分発揮できるよう育成強化する。
- ② 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について市としても検討することとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとする。
- ③ 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者

の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

### (3) 林業事業体の体質強化方策

魅力ある就労の場をつくることを目標として、長野県や(財)長野県林業労働財団が実施する事業の活用を推進し、労働条件の改善等を積極的に支援する。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 林業機械化の促進方向

森林施業は森林組合を中核とし、素材生産業者等により林業機械の導入が進められているが、稼働率の向上等により生産コストの低下を推進する必要がある。

また、林業就労者の減少及び高齢化等で、安定的な労働力確保が困難な状況であることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化システムの導入を推進する。

### (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒 造 材 集 材 運 材	村内一円	チェーンソー グラップル付バックホウ	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ グラップル付バックホウ フォワーダ
造 林 保 育	地拵、下刈		

### (3) 林業機械化等の促進方策

ア 森林組合によるハーベスタ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入

イ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため県の実施する研修会等への積極的参加

## 3 林産物の利用の促進に関する事項

森林資源の成熟にともない、今後、間伐材を中心とした地域材の有効利用が期待されている。こうした状況の中で、当地域における流通・加工体制については、木材センターへの出荷が多数であり、製材工場も小規模の個人経営で規模の拡大も余り望めない現状である。このため、地域内流通は、川上と川下の関係者連携による地産地消を推進するとともに、低質材については、薪や木質ペレット等のバイオマスエネルギーとしての活用を促進する。

また、中信地域等、地域外の大規模需要に対しては、安定的な木材供給ができるよう、素材生産者等の連携を図る。

### Ⅲ 森林の保護

#### 第1 鳥獣害の防止

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとするが、当村では、森林生態系多様性基礎調査の調査結果等により対象鳥獣による被害が一部で認められるものの、被害の拡大がみられないため、区域の設定は行わない。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	区域設定なし	

###### (2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布・塗布、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認について、必要に応じて現場調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行う。

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

松くい虫の被害は、近年横ばい状態ではあるが依然として高齢級の松林を中心に被害が発生している。このような状況から上伊那森林組合等を中心に、被害木の伐倒駆除及び地上散布を実施する。

##### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

貴重な動植物の保護に留意して森林整備等を進めるとともに、広葉樹の誘導・育成、針広混交林の導入等を通じ、野生鳥獣の生息環境にも配慮した森林づくりを進める。また、里山付近の農作物への有害鳥獣被害が増加していることから、野生鳥獣とのすみ分けができるような森林整備を推進する。

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域以外における対象鳥獣による森林被害については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく対策を総合的に実施する。また、今後の鳥獣害の状況によっては、鳥獣害防止森林区域の設定の検討を行う。

##### 3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、火入れを実施する場合には、「宮田村火入れに関する条例」等における火入れの規定によること。

5 その他必要な事項

該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、次に掲げる森林について次に示す事項に従って適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（h a）						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
宮田高原	0020 ろ、は	48.28	20.01	18.27	10.00			

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	択伐を原則とする。
造林	伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植栽	植栽は、出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保育	森林環境の維持、利用者の利便性にも配慮して間伐及び除伐等の施業を行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
管理施設、宿泊施設、キャンプ場、遊歩道など

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	18m	
カラマツ	18m	
その他	14m	

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画するよう指導することとする。

なお、森林経営計画の作成は、地域で取り組む林業経営団地など、積極的に木材生産を行う森林において進める。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

### 2 森林の総合利用の推進に関する事項

牧場とキャンプ場の両面で利用される宮田高原は、中央アルプス駒ヶ岳を望む大自然に囲まれた地にあり、キャンプシーズン中は県内外より多くの観光客が訪れる。生活環境保全林整備事業等により、森林とのふれあいの場として素晴らしい高原に生まれ変わり、森林浴、自然観察等に適した場として広く利用されるため、今後も広葉樹を中心とした補植や、草木等の自然環境保護を推進していく必要がある。また、宮田高原の西側に広がる保健休養林は、キャンプ場と隣接しており、自然体験の場として十分であることから、今後、国有林と併せて活用を検討していく。

こもれ陽の森林一帯については村内における貴重な平地林であり、遊歩道等の自然散策に適した環境が整っていることから、下刈り、不良木の除去等の整備を行う。

### 3 住民参加による森林の整備に関する事項

生活に密着した森林として里山は、活性化を図るため、地域住民による地域文化の伝承と、目に見える森林整備に努めることが望まれる。現在自然保護のため活動しているボランティア団体を中心に、里山林整備のための事業や、「緑の募金」事業等の有効活用も含めて、緑とのふれあい・緑教育を通して、地域住民が森林と親しみながら、森林・林業を理解、体験できる環境づくりを推進していく。

また、学校教育においては、学校行事で行われる「自然体験学習」をはじめ、みどりの少年団による森林づくりなど積極的に森林とふれあう機会をつくり、将来に向けて一人ひとりが自主的にみどりを守り、育てる心を養っていくことを推進する。

### 4 その他必要な事項

#### (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

#### (2) 森林景観整備に関する事項

本村の個人林は、特に森林整備の遅れが目立っており、このような状況の個人林に対して、間伐、除伐施業を推進し、景観の整備を促進する。

(3) 村有林の整備

本村は現在人工林を中心に 697ha の森林を所有しており、村直営の造林班での作業システムにより施業実施する。

(4) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

周知の埋蔵文化財包蔵地については、別添図面のとおりであり、当該地において森林施業等を実施する場合には、宮田村教育委員会と調整の上、関係法令に基づき適正に実施されるよう留意する。

(5) 計画書作成にあたっての有識者等からの意見聴取について

本計画書の作成にあたっては、宮田村森林整備推進協議会を開催し意見を聴取するとともに、県の林業普及指導員及び森林組合並びに関係林業事業者と事前の調整を行った上で作成したものである。